

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		葬祭費の支給
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第58条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法第58条第1項 栃木市国民健康保険条例第9条 栃木市国民健康保険規則第49条第1項及び第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第58条 市町村又は組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>栃木市国民健康保険条例抜粋 (葬祭費)</p> <p>第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>栃木市国民健康保険規則抜粋 (葬祭費の支給)</p> <p>第49条 条例第9条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費請求書（別記様式第36号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、埋（火）葬許可書の写しを添えなければならない。ただし、埋（火）葬許可書の写しは、市民生活課長等の確認をもって省略することができる。葬礼状等、</p>	

請求者が施主であることを確認できる書類を添付。